

指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕 ベルライブデイサービスセンター 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人悠人会が設置するベルライブデイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定介護予防通所サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕「従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態及び事業対象者〕の利用者に対し、適切な指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕を提供することを目的とする。

（指定通所介護運営の方針）

- 第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 自ら提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 6 指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへの情報の提供を行う。
 - 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 8 前7項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年条例第58号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(日常生活支援総合事業(通所サービス)運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、日常生活上の世話及び機能訓練等の介護を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、日常生活支援総合事業(通所サービス)の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防事業者へ報告することとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性、柔軟性を考慮したうえで、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 前5項のほか、「堺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定通所介護〔日常生活支援総合事業(通所型サービス)〕の提供に当たっては、通所介護〔日常生活支援総合事業(通所型サービス)〕従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ベルライブデイサービスセンター

(2) 所在地 大阪府堺市堺区南安井町3丁1番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護〔日常生活支援総合事業(通所型サービス)〕従業者

生活相談員	1人以上
看護職員	1人以上
介護職員	6人以上
機能訓練指導員	1人以上
栄養職員	1人以上

通所介護従事者は、日常生活支援総合事業(通所型サービス)の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

介護職員は、利用者の日常生活の介護を行う。

看護職員は、利用者の健康管理を行う。

栄養職員は、栄養マネジメント等の指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(日曜日及び12月30日～1月3日は休業とする。)
- (2) 営業時間 午前9時00分～午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時00分～午後4時15分

(指定通所介護〔日常生活支援総合事業(通所型サービス)〕の利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、1日30名とする。

ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(指定通所介護〔日常生活支援総合事業(通所型サービス)〕の内容)

第9条 指定通所介護〔日常生活支援総合事業(通所型サービス)〕の内容は、次の掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 通所介護〔〕計画の作成
- (2) 日常生活上の援助
- (3) 健康状態の確認
- (4) 個別機能訓練〔運動機能向上〕サービス
- (5) 栄養マネジメント〔栄養改善サービス〕
- (6) 口腔機能向上サービス
- (7) 若年性認知症ケアサービス
- (8) 食事サービス
- (9) 入浴サービス
- (10) 送迎サービス
- (11) 相談、助言

(利用料等)

第10条 指定通所介護〔介護予防通所型サービス〕を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚告第19号)及び「堺市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」に定める額(以下「居宅介護サービス費用基準額等」という。)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額等から当該指定通所介護〔介護予防通所型サービス〕事業者を支払われる居宅介護サービス費〔第一号サービス費〕の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、居宅介護サービス費用基準額等に定める額によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、5km毎500円を徴収する。
- 3 その他、通所介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(別途消費税要)については実費を徴収する。
- 4 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 施設は前1項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
 - ① 食事の提供に要する費用(事業所で提供する食事をお取りいただいた場合)
昼食(おやつ含む) 691円/回

② おやつに要する費用（午後より利用される方のみ） 60 円/回

- 6 指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は堺市堺区全域とする。

（業務継続計画の策定等）

- 第 1 2 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用の中止、変更、追加）

- 第 1 3 条 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 2 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
----------------------	----

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	サービス利用に係る自己負担額 (食材料費を含みます)
-----------------------	-------------------------------

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

3 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

4 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は指定通所介護〔日常生活支援総合事業(通所サービス)〕の提供を受け際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速

やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体の拘束等)

第17条 当事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- 2 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。入居者は又はその家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第18条 指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して行った処理について記録するものとする。
- 4 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所型サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第19条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回（うち1回は夜間を想定した訓練）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 非常災害時等の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

(苦情処理)

第20条 指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力

するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第21条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

（その他運営に関する留意事項）

第22条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、指定通所介護〔日常生活支援総合事業（通所型サービス）〕に関する諸記録を整備し、堺市の条例に基づき、下記の通り保存するものとする。
 - ・具体的なサービスの内容等の記録・・・サービス提供した日から5年間
 - ・上記以外の記録（介護計画・苦情・事故等）・・・完結の日から2年間
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人悠人会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成17年10月1日一部改訂

平成 18 年 4 月 1 日一部改訂
平成 19 年 7 月 1 日一部改訂
平成 20 年 4 月 1 日一部改定
平成 24 年 4 月 1 日一部改定
平成 25 年 6 月 1 日一部改定
平成 26 年 4 月 1 日一部改定
平成 26 年 11 月 1 日一部改定
平成 27 年 10 月 1 日一部改定
平成 29 年 4 月 1 日一部改訂
平成 29 年 11 月 1 日一部改訂
2019 年 5 月 1 日一部改訂
2021 年 4 月 1 日一部改訂
2022 年 4 月 1 日一部改訂
2024 年 4 月 1 日一部改訂
2025 年 4 月 1 日一部改訂
2026 年 1 月 1 日一部改訂